



— 監査委員の意見 —

意見は、『ほぼ完璧!』よく書けています!!
しかし、肝心の認定は、まだまだダメですね!!



政務活動費は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤を充実させるために、議会における会派や議員に対して調査研究活動費用の助成を行うことを制度化したものである。議会には執行機関に対する監視機能を果たすことが重要な役割として期待されており、そのための政務活動費の使用については、最高裁判例が指摘するとおり、各会派の自立性を尊重する必要があることは否定できない。しかし他方で、政務活動費は市民の税金から交付されている以上、各会派や議員が、自主的に市民からの納得を得られる政務活動費の支出に努めるのはもちろんの事、議会としても、地方自治法第100条第16項にも規定されているとおり、より積極的な情報公開に努め、透明性を高めるように努力する事が求められる。

今回の監査請求において、監査請求がなされた後で、収支報告書の訂正がなされて返還された金額が117万9,694円にもなり、監査請求に対する判断として返還を求めるべきであるとしたものもあり、更に、詳細な使用内容の公開がなされれば、時間を掛けて調査を行えば問題となり得るものも存在する可能性があることも否定できず、現状の政務活動費の支出が、残念ながら十分に市民の納得できるものであるとは考え難い。地方自治法が政務活動費の助成を認めているのは、会派や議員が自主的に行う調査研究活動の基盤を強化するためであり、その前提には市民の代表として、税金の使用が適正に行われることをチェックする職務を有する議員に対する信頼が存在している。その議員が、税金である政務活動費の支出に市民から疑問の目を向けられるというような事があるならば、政務活動費を交付している根底が覆ることになる。そのため、第1に、交付されている政務活動費の金額につき、他市の状況も踏まえて、適正と考えられる金額がどの程度であるべきか、根本的に検討し直す必要がある。第2に、政務活動費を充当する指針とされている現在の「てびき」についても、会派や議員の自主的な改革の成果であることは理解できるものの、市民の理解を得るためには、更にその内容を深化させることが必要である。特に人件費や事務費については、按分規定はおかれていても、果たして、政務活動費が支出されている人件費や事務費が、本当に調査研究活動以外に使用されていないかを、入手可能な収支報告書等から判断することが困難であるため、事実上按分規程が意味をなしていない。人件費や事務費については、議会として、会派や議員における現実の使用実態を調査し、適切な按分割合を定めて按分することを原則とし、その割合以上に政務活動費の充当を求める場合には、その主張立証責任を会派や議員に課すような方法も検討の余地があるのではないかと考える。議会の執行機関に対する監視機能に影響を与えたり、プライバシー侵害の可能性がある場合には、必要な範囲で立証責任を緩和することとすれば、大きな問題は生じないと思われるからである。また調査旅費についても、先進地行政視察や現地調査は、議会の審議能力を高める上で有用であると考えられるが、「親睦旅行」などというあらぬ疑いを掛けられないためにも、宿泊費の金額が適正であることだけでなく、宿泊のために使った費用の明細についても、可能な限り明らかにするよう努めるべきである。第3に、現在も議長に提出される収支報告書等については、富田林市情報公開条例の規定により公開することとされているが、これらの情報については、公開を行っても政務活動費を交付することとした趣旨に反しないのであるから、情報公開の手続きを経なくても市民が容易に情報にアクセスできる方法を検討すべきである。今回の監査請求を契機として、今後市民の納得を得ながら、政務活動費を十分に活用して、議会の審議機能が一層強化されるようにすることが求められると考える。

富田林ジャーナル

南河内オンブズマン活動報告



〒584-0033 富田林町8-28
南河内オンブズマン事務局
TEL/FAX 0721-21-6706

政活費—河南町は廃止、富田林は2割減

河南町議政活費
「交付せず」可決
現職任期満了まで

大阪府河南町議会は
4日、全町議12人への
政活費を廃止する案を
全会一致で可決した。

大阪・河南町議
大阪府河南町議
現職の任期が満了す
月1万5千円、

河南町 政活費を廃止

議会議決月15万円、任期の来秋まで

大阪・河南町議会

大阪府の河南町議会(定数12)
は4日、月額1万5千円の政活活
動費を交付しないとする条例の改
正案を賛成多数で可決した。「二
部の地方議会で不適切な運用が見
られる」とし、4月から任期満了
の来年10月2日まで定める。

賛成6人、反対5人で可決した。議員
再開するかどうかは、次の町議選U
後に決めることになる見通しとい
う。

政活費の不適切な支出が
各地で発覚したのを受け、
町議会は指針を検討してき
たが、「政活費を受け取り
ながら検討すべきことでは
ない」との意見が浮上、任
期中の政活費廃止が議員提
案された。

毎月 2015年(平成27年)3月5日

今任期いっぱい 政活費支給せず

毎日 今回の条例改正案は、
の浅岡幸晴町議は「今
後、完全廃止を含め議
論してらへ」と話した。

議案事務局や改正案を議員提案
で提出した浅岡幸晴町議(かなん
クラブ)によると、議長を除いて
の来年10月2日まで定める。

2013年度は全議員が全額使
い切ったが、浅岡町議は取材に
「使いに疑問を持つ町民がい
る。具体的な使い道について一
つ、許されるかどうかを判断す
る。廃止するほうが分かりやす
い」と語った。



再発防止策を示さない、
反省したことにはならないよ!!
富田林は、
河南町を見習うべきだよ!!

2015年(平成27年)3月25日(水曜日)

CHECK!



富田林市議会は24日、議
員1人当たり月10万円が支
給されている政務活動費
を、4月から月8万円に減
額する条例改正案を全会一
致で可決した。

同市議が支出した政活費
の用途の一部が不適切だと
して住民監査請求があり、
市監査委員が今月中旬、一
部議員や会派に計約45万円
の返金と、政活費の支給額
自体を見直すことなどを求
めていた。

市議会は検討委員会をつ
くって見直しを始めてお
り、人口や財政が同規模の
他市の状況などを踏まえ、
まず支給額を減らすことに
した。



政活費10万→8万円

富田林市議会、来月から

富田林市議会は24日、議
員1人当たり月10万円が支
給されている政務活動費
を、4月から月8万円に減
額する条例改正案を全会一
致で可決した。

10
政活費減額

毎日 長に報告した監査結
果などを受けた動き
と、

政務活動費の廃止を求める署名活動は、
4月27日から5月5日までです。

— 政務活動費（政務調査費）は廃止すべきである —

2012年2月18日

弁護士 井上善雄

第1. 「政務調査費」から「政務活動費」への法改正と条例改正へ

1. 「政務調査費」は、平成12(2000)年に地方自治法(以下、法)100条13項で「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として認められ、その要件は条例で定められることになった。

これは悪法・悪例だが国会議員には「立法事務費」という趣旨不明の公金支出があり、地方議員もこれと同様にしてほしいというのが狙いだった。

〈 中 略 〉

第2. 政務活動費について

1. そもそも政務調査費が認められる以前から、法100条で議会には図書その他で整備され、個別調査する費用は予算化しても支出できるようになっている。そして203条の議員報酬、費用弁償、期末手当が条例で決められる。条例案はお手盛りとなって世界的にみても高額となり、市民からその値下げさえ求められるところとなっていた。多くの議員の活動実態が、地方自治体の議会審議よりも自らの選挙母体の要求反映や次の選挙に備えた活動、また、国政の党活動の地盤活動となっていたことへの批判もあった。そこで、「第2報酬」としてこれらの費用を捻出しようという思惑から政務調査費が生まれた。

〈 中 略 〉

2. さて、この政務調査費ないし政務活動費は、目的を示した必要公費ということで、市長の行政部局がその支出の適否を点検しなければならなくなる。市長は、公費の支出について自ら市民に説明責任を果たす必要があり、行政部局の点検を受けているという建前になっている。しかし現実には、行政部局は数字合わせ以外ほとんどチェックしていないし、議員もその用途内容をできる限り判らないようにしている。かくて、実費の公費支出としては不適正となる。

〈 中 略 〉

……………、議員が自らの活動のために費用を要するとすれば、事前・事後に何のチェックも受けない議員報酬で賄うべきであろう。

議員報酬は生活費と誤解する者もいるが、そうではない。年中全日フルタイムの議員活動は義務付けられていないし、あくまで議会を中心としての議員活動への報酬である。(例えば、借金した職員の給与の差押えがあっても一定限度にとどまるのは基本的生活を守る必要があるからだが、議員報酬にはこの適用がなく全額差押えがなされる。すなわち、議員報酬は生活費ではない。)

この議員報酬がどうしても不足なら、市民に堂々と説明して報酬を上げることに了解を得るべきである。議員の報酬以外の費用弁償は、議員の活動目的や内容が公定されているもの以外は不要というべきである。